



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	2

【訓 令】

島根県職員研修規程の一部改正	（人 事 課）	3
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	（ " ）	3

公布された条例等のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分のうち第7号区分に県立学校の主幹教諭の職務の級である特2級を加えることとした。（別表第1関係）

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

(1) 中山間地域研究センター又は農林振興センターに勤務する職員が著しい危険性を有する動物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合に特殊勤務手当を支給することとした。（第4条関係）

(2) 浄化槽管理業務従事手当を廃止することとした。（別表第3関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1イの表第7号区分の項第8号中「2級」の次に「又は特2級」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第16条」を「第16条第1項第1号」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

特殊勤務手当表

手当の種類	支給要件	支給額
-------	------	-----

犬、猫捕獲等作業 従事手当	隠岐支庁県土整備局、保健所又は県土整備事務所に勤務する職員が犬の捕獲又は犬若しくは猫の引取り若しくは収容の作業に従事したとき。	1日につき370円。ただし、犬の捕獲又は犬若しくは猫の収容の作業に従事したときは、犬1頭又は猫1匹につき60円を加算する。
福祉業務従事手当	女性相談センターに勤務する職員が福祉に関する指導の業務で指導の対象者等と直接に接して行うものに従事したとき。	1日につき600円

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令**島根県訓令第2号**

本 庁
地方機関

島根県職員研修規程（昭和61年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4章を削る。

第5章中第19条を第16条とし、第20条を第17条とする。

第5章を第4章とする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

島根県訓令第3号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表人権同和対策課の項中「の啓発スタッフ」を「において人権啓発の業務に従事する職員」に改め、同表松江高等技術校、出雲高等技術校、東部高等技術校、浜田高等技術校、益田高等技術校及び西部高等技術校の項中「松江高等技術校、」及び「、浜田高等技術校、益田高等技術校」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。